平成２９年度　保育園・幼稚園等による木育推進事業の募集について

１　募集期間

平成２９年４月１２日（水）～６月１２日（月）

２　対象となる施設又は事業

都内に所在する認可保育所、認証保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、都内で実施する家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（全て国公立は対象外、小規模保育事業、事業所内保育事業については区市町村長の認可を得ていないものは対象外）

３　補助対象者

２の対象施設の運営者等で、独自に策定した木育活動計画に基づいて以下の事業を行う者。なお、（１）は必須とし、（２）のみの実施は不可です。

（１）ソフト事業：木育活動計画に基づく木育活動や木育に関する人材育成

（２）ハード事業：木育活動計画に基づいて行う多摩産材を活用した施設の内装木質化
木製遊具・什器・外構施設の整備

４　募集要件

（１）平成３０年３月３１日までに事業が完了すること

（２）ハード事業における多摩産材の使用量の基準等

ア　内装の木質化：１㎡あたり０．０１５㎥以上

イ　木製遊具の整備：１㎡あたり０．０８㎥以上

ウ　木製什器の整備：製品個々において５０％以上

エ　木製外構施設の整備：１㎡あたり０．０３㎥以上

※ア～エは、いずれも子供が日常的に触れ、利用するものであること

（３）１申請あたりの事業費が３０万円以上であること（１申請につき、４施設を上限）

（４）補助事業を実施した翌年度以降も、木育活動計画に基づき、事業者の創意工夫による木育活動を継続的に行うこと

（５）補助事業を実施した翌年度から３年間は、当該施設における木育活動の実施状況等を東京都へ報告すること

５　予算額　６，０００万円

６　補助額　補助対象経費の２分の１以内

１施設当たりの上限額　ソフト事業：５０万円、ハード事業：４００万円

※平成２８年度に本事業を実施した施設が再び応募する場合には、上記補助上限額から以前に受領した補助金の額を差し引いた金額を、今年度の補助上限額とします。

７　補助対象経費（詳細は「保育園・幼稚園等による木育推進事業費補助金交付要綱」を参照）

（１）ソフト事業

区　分	補助対象経費
各種木育活動	木育活動（森林体験、多摩産材製玩具の導入、木工作の実施など、施設を運営する者等が策定した木育活動計画に位置づけられた活動）や木育に関する人材育成に要する経費

（２）ハード事業

区　分	補助対象経費
内装木質化	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、多摩産材を仕上げ材として使用する部分の工事費（新築工事の内装は対象外）
木製遊具の整備	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費・安全対策費
木製什器の整備	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費
木製外構施設の整備	木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費

※１　いずれも消費税は補助対象経費に含みません

※２　解体・撤去費については、原則、補助対象経費には含まれません。ただし、木製遊具の設置に当たり、既設遊具を撤去しなければ新たに設置できない場合に限り対象経費に含めることができます。

※３　家庭的保育事業等で、事業者の自宅を保育室として使用する場合については、ハード事業は補助対象外とします。

８　補助事業者の選定

選定に当たっては、学識経験者を交えた審査会を設置し、木育活動計画の内容から優先順位を設定し、予算の範囲内で補助事業者を選定します。審査の主な評価項目は、「平成 29 年度保育園・幼稚園等による木育推進事業の募集に関するＱ＆Ａ」を参照してください。

９　応募方法

ア～オの書類を６部作成し、（２）の提出先まで直接持ち込むか、郵送にて平成２９年６月１２日(月)まで(必着)にご提出ください。

（１）応募書類（「保育園・幼稚園等による木育推進事業実施要領」第２に規定する書類）

ア　応募申請書（要領第１～３号様式（各様式中に添付の指示があるものを含む。））

イ　木育活動計画書（表題・様式は自由）

当補助金を受領した実績のある施設については、過年度の木育活動計画も提出してください。

ウ　位置図（事業を実施する施設の所在箇所、施設内での事業実施箇所）

エ　設計図書（事業内容の詳細がわかる立面図、平面図等）

オ　使用する木材の量がわかる書類

※エ及びオはハード事業を実施する場合

（２）応募書類の提出先及び問い合わせ先

施設所在地	提出先
区部・島しょ	東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当 〒163-8001　新宿区西新宿 2-8-1　　TEL 03-5320-4855
多摩地域	東京都 森林事務所 森林産業課 振興担当 〒198-0036　青梅市河辺町 6-4-1　　TEL 0428-22-1162

10　補助金交付までの流れ

事業予定者内定　　：７月下旬（予定）

補助金交付申請　　：事業予定者は内定の通知後、補助金の交付申請を行う。

補助金交付決定通知：補助金交付申請後、東京都から事業者に通知

事業着手　　：補助金交付決定通知を受けてから事業に着手

事業完了　　：事業完了後、実績報告書の提出、補助金額の確定、補助金支出

◆東京都産業労働局農林水産部ホームページに掲載されている「平成 29 年度保育園・幼稚園等による木育推進事業の募集に関するＱ＆Ａ」には必ず目を通してください。